全国健康保険協会にご加入の皆さまへ(償還払いへのご注意)　　別紙

入院等で医療費が高額になった場合，ご加入の全国健康保険協会から「高額療養費」が支給される場合がございます。その場合，これを除いた額が子ども医療費助成の対象となります。そのため，**同一月に同一の医療機関(院外処方の薬局分含む)での保険適用分の支払いが 21,000 円を超える場合**については，全国健康保険協会(以下，協会けんぽ)へ高額療養費の申請を先に行っていただく必要があります。

まずは「協会けんぽ」に「高額療養費」を申請

①健康保険適用分が 21,000 円を超える医療費を医療機関でお支払いの場合
　※領収書は大切に保管してください。
②ご加入の協会けんぽに高額療養費を申請(お手続き方法は協会けんぽＨＰを参照)
　※同月に診療を受けた協会けんぽ加入者の家族全員分の請求が可能
③協会けんぽによりＡ「支給決定通知書」またはＢ「不支給決定通知書」のはがきが到着

A「支給決定通知書」が届いた場合

①「支給決定通知書」にある高額療養費が協会けんぽから支給
②領収書から高額療養費の金額を除いた額が子ども医療費助成の対象
　※子ども医療費対象額から受給券記載の自己負担額を差し引いた額が助成額
③柏市に子ども医療費助成金交付申請(償還払い)を提出
　※下記に該当する必要な書類を添付
　※「**合算**家族療養費」の場合は下記(オ)の書類も必要となります。

B「不支給決定通知書」が届いた場合

①高額療養費の支給はありません。
②領収書の全額が子ども医療費助成の対象
　※子ども医療費対象額から受給券記載の自己負担額を差し引いた額が助成額
③柏市に子ども医療費助成金交付申請(償還払い)を提出
　※下記の該当する必要な書類を添付

子ども医療費助成金交付申請(償還払い)に必要な書類

(ア)**『子ども医療費助成金交付申請書』**(振込口座は保護者名義のみ)
　※申請書は柏市ホームページからダウンロード，またはお問い合わせください。
(イ)**保険診療分の領収書原本**
(ウ)**医療保険加入情報が確認できるもの**(郵送申請の場合はコピー)

◎21,000 円を超える領収書がある場合

(エ)協会けんぽからの**「支給(または不支給)決定通知書」のコピー**
(オ)**「合算家族療養費」の場合**：協会けんぽへ高額療養費を申請した自己負担額の根拠となる領収書のコピー**(家族全員分)**

※申請期限は，医療費を支払った日の翌日から**２年以内**です。ご注意ください。
※領収書はひと月分をまとめて，受診月の翌月以降に申請してください。

お問い合わせ：柏市　児童手当・子ども医療費給付窓口
提出先:〒277-8505　柏市柏 5-10-1　TEL：04-7128-9923/FAX:04-7162-1077